

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

鳥取県老人福祉施設協議会

1 ノーリフティングケアの推進について

要望内容
<p>安心して暮らし続けることができる長寿社会を実現するために、更なるノーリフティングケアの取り組みを県を挙げて進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>(説明) 鳥取県は、高齢化率が19番目と全国平均と比べ高い状況が続いています。今後も高齢化が進むと予測され介護を必要とする方の数も増えますが、年々介護人材確保は難しくなっており、介護の職場を魅力あるものにし、介護人材の確保を進めていく必要があります。人材確保の障壁の一因として、介護職は「腰痛を引き起こす重労働」というイメージがあることがあげられます。</p> <p>ノーリフティングケア（持ち上げない、抱え上げない、引きずらない）を通じて介護業界の意識と働き方を変え、イメージアップ、参入促進を図る必要があります。また、このことは介護職員の就業意欲が向上し人材の定着、休職・離職防止へ繋げることができます。</p> <p>また、高知県では、平成26年度から全国に先立ち推進を始め、介護する側、される側双方の健康と安全を保障できるノーリフティングケアを介護のスタンダードとし、「新たな人材確保」と「職員の定着促進」に取り組んでおられます。</p> <p>今年度も「鳥取県地域医療介護総合確保基金補助金」を利用して11月にノーリフティングケア研修会を計画しています。鳥取県においても、安心して暮らし続けることができる長寿社会を実現するために、更なるノーリフティングケアの取り組みを県を挙げて進めていただきますようお願いいたします。</p>
現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：長寿社会課〕
<p>介護人材の確保対策が喫緊の課題となる中、介護職員の身体にかかる負担を防止していくことは、人材の定着や離職防止、介護職のイメージ向上につながる重要な取組です。</p> <p>県では、介護ロボットやICTの導入による職場環境の改善を通じて介護職の業務負担の軽減を進めているほか、介護サービス（（予防）居宅・施設）事業者集団指導を通じて、腰痛予防指針を周知するなど、ノーリフトケアを推進しているところです。</p> <p>また、国や介護労働安定センター等の関係機関においても、腰痛予防の普及啓発や相談体制の整備など関連した取組が行われています。</p> <p>引き続きノーリフティングケア推進への支援を進めるとともに、介護事業者のニーズを把握しながら、更なる腰痛防止対策につながる支援策について、検討を行います。</p>

2 災害時 BCP 実行に必要な費用に対する財政的支援について

要望内容
<p>毎年多様化する自然災害の被害で事業所が継続して運営、営業継続可能にする為の補助をお願いします。</p> <p>(説明) 令和6年度からすべての介護事業所等を対象に業務継続計画（BCP）の策定及び研修、訓練の実施が義務化となりました。今まで以上に、災害発生時の適切な対応と、災害時においても利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制の構築が求められています。</p> <p>一方、災害への備えとして備蓄品・非常用電源等の機器の整備が求められておりますが、財政的に余裕のない福祉事業所は昨今の物価高騰の影響のあおりを受け、必要性を認識していても整備することが難しい状況となっています。このままでは、BCP策定をしたもの、必要なものが調達できず絵に描いた餅になってしまいますと危惧しております。</p> <p>つきましては、災害発生時に利用者及び職員の生命を守り、必要なサービスを可能な限り継続して提供していくために必要となる備蓄品・非常用電源等の機器購入にかかる費用に対する財政的支援をお願いします。</p>
現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：長寿社会課〕
<p>介護事業所等における業務継続計画（BCP）については、策定及び定着支援を目的として、令和4年</p>

度より介護労働安定センター鳥取支部に無料相談窓口を設置し、業務継続計画（B C P）の実効性向上に向けた取組みを進めています。

高齢者施設等における非常用自家発電設備・給水設備の整備等にかかる費用については、地域介護・福祉空間整備等交付金により国及び自治体においてその3/4を助成しているところです。

なお、社会福祉法人以外の介護事業者（中小企業者）に対しての備蓄品や非常用電源等の購入については、県商工労働部が中小企業リスク対策強化補助金により、財政的支援を行っていますのでご活用ください。

3 施設整備等補助事業の継続支援について

要望内容

建物の老朽化、設備の故障等に対する施設整備等補助事業の継続をお願いします。

(説明) 鳥取県老施協会員施設においても、設立後40年を越え耐用年数が近くなっている施設も多くなってきています。建物の老朽化、設備の故障等も進んできています。物価高騰が進む中、建て替えには莫大な費用が必要となります。また修繕・建設中に入所者が一時避難する施設も必要です。

利用者がこれからも、安心・安全で快適な生活を送って頂くために、施設の建物・設備等の維持の継続が必要です。

つきましては、施設整備等補助事業の継続的支援をお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：長寿社会課〕

地域密着型サービス等の施設の老朽化に係る施設整備補助金は、地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金や地域介護福祉空間整備等交付金において実施しているところであり、今後も基金や国庫を活用して継続的な支援を行う予定です。

また、広域型老人福祉施設等の整備に係る国庫補助金については、平成18年度の三位一体改革により廃止・一般財源化されていますが、今後、地域の介護サービス需要等を踏まえながら、老朽化により大規模修繕が必要になった特別養護老人ホーム等についてどのような支援ができるか検討していきます。